

も り
森林のたより



《資産の部》		《負債の部》	
流動資産合計	452,604,794	流動負債合計	86,507,594
固定資産		固定負債合計	37,249,257
有形固定資産計	102,381,615	負債合計	123,756,851
無形固定資産計	12,115,269	《純資産の部》	
外部出資計	57,149,000	出資金合計	154,396,000
その他の固定資産計	0	利益剰余金合計	346,036,827
固定資産合計	171,645,884	資本準備金合計	61,000
繰延資産合計	0	組合員資本合計/純資産合計	500,493,827
資産合計	624,250,678	負債及び純資産合計	624,250,678

科 目	計	指 導	販 売	加 工	森林整備
I 事業総損益					
1.事業総収益	434,244,306	0	14,444,994	6,935,958	412,863,354
2.事業総費用	238,377,179	2,355,292	9,842,841	6,502,270	219,676,776
事業総利益	195,867,127	△2,355,292	4,602,153	433,688	193,186,578
II 事業損益					
1.人件費	126,753,837	1,429,877	2,112,306	3,099,624	120,112,030
2.旅費・交通費	781,520	5,893	23,516	18,467	733,644
3.事務費	2,869,212	21,634	86,335	67,799	2,693,444
4.業務費	2,573,417	19,404	45,792	47,616	2,460,605
5.諸税負担金	10,134,244	9,783	179,861	190,075	9,754,525
6.施設費	20,497,371	154,550	364,737	379,266	19,598,818
7.雑 費	637,553	4,807	11,344	11,796	609,606
事業管理費計	164,247,154	1,645,948	2,823,891	3,814,643	155,962,672
事業利益	31,619,973	△4,001,240	1,778,262	△3,380,955	37,223,906
III 経常損益					
1.事業外収益	4,683,120				
2.事業外費用	582,300				
事業外損益	4,100,820				
経常利益	35,720,793				
IV 特別損益					
1.特別利益	5,274,068				
2.特別損失	3,266,002				
特別損益	2,008,066				
税引前当期利益	37,728,859				
法人税、住民税及び事業税額	7,000,000				
当期剰余金	30,728,859				
前期繰越剰余金 ※1	7,794,191				
目的積立金取崩額	0				
当期末処分剰余金	38,523,050				

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			38,523,050
II 剰余金処分額			30,000,000
1.法定準備金 ※2		10,000,000	
2.任意積立金 ※3		20,000,000	
III 次期繰越剰余金 ※4			8,523,050

- ※1. 前期繰越剰余金のうち、教育情報資金は、2,000,000円であった。
※2. 法定準備金は当期剰余金の5分の1以上である。
※3. 任意積立金のうち、目的積立金は次のとおりである。
・施設整備目的積立金(施設の維持及び建設に要する費用)
積立目標額 50,000,000円 現在積立額 15,000,000円
・機械設備目的積立金(機械設備の維持・更新等に要する費用)
積立目標額 30,000,000円 現在積立額 5,000,000円
※4. 次期繰越剰余金のうち、教育情報資金は、2,000,000円である。

第28回通常総代会提出議案

- ※第1号議案 令和6年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について
※第2号議案 令和7年度事業計画の設定について
※第3号議案 令和7年度役員報酬の決定について
※第4号議案 令和7年度森林保険調査事務手数料の決定について
※第5号議案 令和7年度における借入金の最高限度額の決定について
※第6号議案 令和7年度における貸付金の利率並びに一組合員に対する貸付金額の最高限度額の決定について
※第7号議案 令和7年度における余裕金預け入れ先金融機関の決定について
※第8号議案 役員退任慰労金の支払いについて
※第9号議案 任期満了にともなう理事、監事の選任について
※第10号議案 カルスト森林組合定款の一部改正について
※付帯決議 総代会の議決事項中、行政庁に提出する書類が、当該行政庁の指示に基づき補正変更を要する場合は、議決の主旨に反しない範囲において字句の修正等の補正変更を理事会に一任する

通常総代会開催！

第28回通常総代会を令和7年8月29日(金)午後1時00分よりサンワーク美祢(美祢勤労者総合福祉センター)で開催した。

出席者数は総代定数200名に対し、本人出席112名、委任出席0名、書面議決54名、計166名で、出席率83%であった。議長には美祢市の萬代泰生氏を満場一致で選任し、第1号議案から第10号議案、付帯決議まで挙手多数で決・承認され、議案の審議を終了した。また、任期満了に伴う理事・監事の選任については、役員選任規程第6条により無記名で賛否の投票を行い、理事12名、監事3名の新役員を選出した。



組合長
高須 修三

ごあいさつ



『気候危機』と呼ばれるように、地球温暖化とそれに伴う気候変動は社会に深刻な影響を及ぼしています。その要因は人間活動にあるとされ、自然要因によるものに比べ急激である指摘されています。近年では、強い雨の頻度が増える一方で降水日数は減少し、真夏日や猛暑日は年々増加しています。これにより、農作物の品質低下や生産適地の変化など、我々の暮らしにも様々な影響が現れています。

この様な文頭で恐縮ではございますが、この夏、当組合の森林整備作業も少なからず影響が生じました。特に猛暑日の作業は危険とさえ思われ、使用する機械にも機能不全がみられました。そうした厳しい毎日が続く中、去る8月29日には第28回通常総代会を開催することができました。当日は総代の皆様をはじめ、多くのご来賓の方々にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議案審議中、運営に関してのご質問や貴重なご意見を頂戴いたしました。これらを真摯に受け止め、今後の経営改善に一層努めてまいりたいと存じます。

さて、冒頭でも申し上げましたように、近年は気候変動や自然災害の頻発により、持続可能な資源利用はもとより、地域防災力の強化が強く求められております。森林の多面的機能に寄せられる期待はかつてなく高まり、健全な森林管理と地域に根ざした林業の推進は、喫緊の課題となっています。経済産業省を中心に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向け、「グリーン成長戦略」が策定されました。その重点分野には農林水産業や資源循環が含ま

れており、当組合としても「伐る・使う・植える・育てる」を基本とした循環型林業を柱に、事業の推進に一層努めて参ります。林業を成長産業へと育てていくためには、まだ課題が残されています。そのような中、山口県からの委託事業である「コンテナ育苗苗技術の実践・実証」は、低コストで安定的な苗木供給体制の構築を目的として進められています。さらに「美祢地域やまぐちフォレストJ.V推進協議会」が設立され、複数の林業事業体の連携により、一貫作業体制と収益性向上を目指す取り組みが始まっています。当組合としては、競合や理念の違いもありますが、林業振興の方向性については一致しており、地域の林業推進につながれば良いと前向きに受けとめ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、「木質バイオマス利用推進協議会」の協力を得て、地域資源の有効活用を目的に、令和6年7月より美祢市美東町の温浴施設への木質バイオマス燃料の供給を開始いたしました。本事業は加工部門として位置付けられ、低質材をチップ化し熱エネルギーとして活用する取り組みであり、木材の地産地消による循環型エネルギーの実現を図るものです。初年度ということもあり、計画通りの進行とはなりませんでしたが、地元経済への波及効果については一定の手応えを得ています。

一方で、地域林業全体が直面する課題として、労働力・後継者の不足は深刻さを増しています。不在村者や後継者難のために山林を手放す事例も多く見られ、また時勢による森林資源の調達においては、残念ながら計画性に乏しい伐採も散見されます。伐採跡地が放置される背景には、山林の将来像が描けない場合や、林業従事者不足による作業遅延など、複数の要因が存在します。これら山積する問題に真摯に向き合いつつ、当組合といたしましては「経済と環境の好循環」の実現を主軸に、持続可能な林業の確立に向けて不断の努力を重ねて参ります。今後とも、組合員の皆様をはじめ、関係各位のなお一層のご理解とご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

新役員ご紹介

※令和7年8月29日現在

■代表理事組合長
■理 事

高須修三 第2区(美祢市美東町・秋芳町以外的美祢市の区域)
井上善夫／重枝尚治／池田忠妃己／阿武恒美 第1区(宇部市・山陽小野田市の区域)
古屋勝美／篠田龍男 第2区(美祢市美東町・秋芳町以外的美祢市の区域)
井上淳一郎／河村明彦／篠田 卓／藤村悦生 第3区(美祢市美東町・秋芳町の区域)
山田悦子 全区(当組合の区域全体)
馬屋原眞一 第2区(美祢市美東町・秋芳町以外的美祢市の区域)
永見富雄 第1区(宇部市・山陽小野田市の区域)
重村暢之 第3区(美祢市美東町・秋芳町の区域)

■代表監事
■監 事

『伐採』と『造林』の連携

～「伐採と造林の一貫作業システム」とは？～

国や県が推進する「一貫作業システム」は、現在課題となっている伐採跡地の再造林を推進していく上で不可欠といえます。作業内容としては、伐採から地拵え（じごしらえ）、植栽までを一体的に行うことで、造林作業の効率化とコスト削減を目指す技術体系です。従来は、これらの作業を別々に行っていましたが、一貫して実施することで、作業の重複や待機時間を減らし、再造林をスムーズに進めることが可能となります。

当組合におきましては、すでに独自の事業連携体制を実践しており、現在は県主導のもと「フォレストJV」事業（※注1）にも取り組んでいるところです。

「伐採と造林の一貫作業システム」の流れについては以下のとおりです。

（※注1）複数の事業体が連携・協働し、主伐から再造林までの一貫作業を実施するとともに森林資源の有効活用の拡大により構造的な収益向上を目指す新たな林業モデル

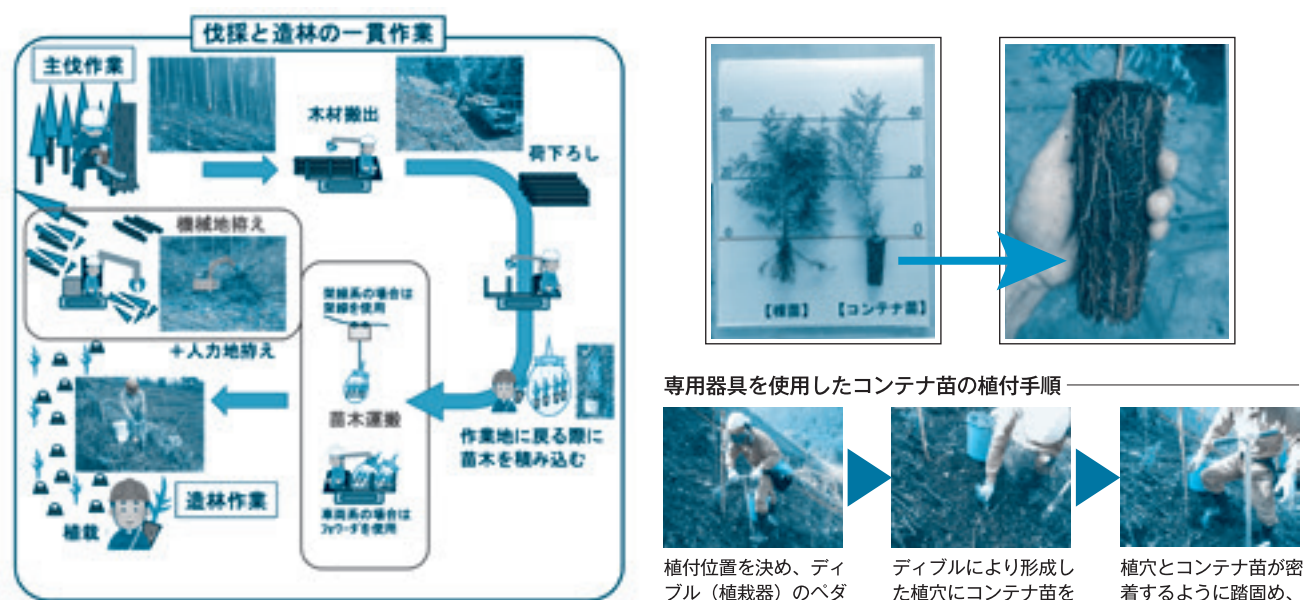
主な作業の流れ

（下記作業フロー図参照）

- 1 主伐作業：皆伐（森林の木をすべて伐る）を行い、木材を搬出。
- 2 地拵え作業：伐採に使った重機を活用し、枝葉などを整理して植栽準備。
- 3 運搬作業：丸太搬出と同時に苗木を現場へ運搬。
- 4 植栽作業：低密度（haあたり 2,000本植栽）で苗木（コンテナ苗（※注2）推奨）を植え付け。

伐採と並行して行うことも可能。

（※注2）特徴的な構造のコンテナ容器で根鉢付き、型崩れしにくくコンパクトな苗で、専用の植栽器具を使い、地面に小さな穴をあけて差し込んで軽く踏み固めるだけで植栽可能のため作業負担軽減効果等あり。



※「やまぐち伐採と造林の連携等の手引き」及び「林野庁HP」より引用

メリット

- ・作業効率の向上（重機の活用で人力作業を削減）
- ・地拵え・植栽コストの低減
- ・苗木運搬の合理化（伐採用の運搬車を再利用）
- ・労働災害のリスク低減（人力地拵えの範囲が限定される）

デメリット

- ・裸苗には不向き
- ・コンテナ苗は、裸苗に比べ単価が高い
- ・重機導入コストが高額

今後共、伐採跡地の再造林を実施してまいりますので、再造林をお考えの方は、お気軽にカルスト森林組合までお問合せください。

総代名簿

組合員の代表として総代の方々が皆様の地区から選出されましたので、ご紹介いたします。

任期は令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間です。定数については定款により200名、選挙区ごとの定数は総代選挙規程により宇部市地区33人、山陽小野田市地区21人、美祢市美東町・秋芳町以外の美祢市地区66人、美祢市美東町地区45人、美祢市秋芳町地区35人となっております。



第2多目的倉庫完成

昨年より建設を進めておりました、本所第2多目的倉庫が完成しました。

本倉庫は木造となっており、地元産木材(美秋材)も使用しています。倉庫機能はもちろんですが、研修等ができるようなスペースもあり、多岐にわたる用途での活用を予定しております。



新職員よりごあいさつ

編集後記

2025 vol.52 (年2回発行)

現在、当組合ではホームページの制作を進めております。森林のたよりとあわせて、みなさまにとって便利であり、より広く情報をお届けできるようなものを目指していますので、公開の際にはぜひご利用いただければと思います。

Q&A

組合によくお寄せいただくご質問

Q1 山林の管理をお願いできますか？

A1 山林の管理そのものはお受けしておりません。所有者さま管理のもと、整備計画や実施時期について、また補助金申請等の相談をしながら施業をおこなわせていただきます。

Q2 山林の買い取りをお願いできますか？

A2 現在、当組合では山林そのもの(土地ごと)の買い取りはおこなっておりません。なお、立木のみの買い取りについてはご相談をお受けしております。

組合員の名義変更をお願いします。

組合員資格に係る届出のお願い

- ① 死亡による相続
- ② 譲渡
- ③ 記載事項(住所等)の変更



上記に該当する変更が生じた場合、組合員資格に係る届出が必要となりますので、該当される方はお早めに所定の手続きをお願いいたします。なお、**ご準備いただく書類等もございますので、手続き(届出)の詳細につきましては本所・総務課までお問い合わせ下さい。**

※山林の相続登記と、組合員の名義変更は別のものです。

山林の相続登記をされても、組合員の名義は自動的に変わりません。森林組合でのお手続きも必要となりますので、ご注意ください。

採用

退職

職員募集 私たちと一緒に働いてみませんか？

- 業務内容：事務職員（現場工程管理、測量調査など）
技能職員（木材伐採など）
- 雇用形態：正職員（試用期間あり）
- 年齢：年齢制限あり（31歳以下）キャリア形成
- 勤務時間：事務職員 8時30分～17時15分（休憩時間12時15分～13時00分）
技能職員 8時00分～17時00分（休憩時間12時00分～13時00分）
- 休日：土・日・祝日・盆・年末年始（年間120日以上）
- その他：社会保険、雇用保険、労災保険、各種手当など

※他の働き方についてもご相談に応じますので、ご遠慮なくお尋ねください。

問合せ先：総務課 TEL0837-52-3332（担当：原川）

YouTubにてカルスト森林組合のプロモーション映像を公開中！
こちらのURL、QRコードよりぜひご覧ください！

<https://www.youtube.com/watch?v=FLTxDxYVW8>



カルスト森林組合

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分418番1
TEL.0837-52-3332 / FAX.0837-52-2587